

第9回社会保障審議会統計分科会

平成18年2月13日(月)
10:00～12:00
専用第21会議室(17階-9)

議 事 次 第

○ 議 事

1. 「生活機能分類」に係る委員会の設置について
2. 21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について
3. WHO-FICネットワーク会議について

〔配布資料〕

- 資料1-1 「生活機能分類」に係る委員会の設置について(案)
- 資料1-2 統計分科会に「生活機能分類」に係る委員会を設置する必要性について(案)
- 資料1-3 世界保健機関国際分類ファミリー概念図
- 資料1-4 「疾病、傷害及び死因分類」に係る委員会の設置について
- 資料1-5 「疾病、傷害及び死因分類」に係る委員会等の設置状況
- 資料2-1 縦断調査について
- 資料2-2 21世紀出生児縦断調査調査項目(第1回～第5回分)
- 資料2-3 第4回21世紀出生児縦断調査結果の概況
- 資料2-4 21世紀成年者縦断調査 1～5回目の質問項目(案)
- 資料2-5 第2回21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査)結果の概況
- 資料2-6 第1回中高年者縦断調査 中高年者の生活に関する継続調査票
- 資料2-7 「パネル調査(縦断調査)のデータマネジメント方策及び分析に関する総合的システムの開発研究」(平成16～17年)
- 資料3-1 WHO-FICネットワーク会議2005 東京会議開催概要
- 資料3-2 WHO-FICネットワーク会議の主な検討内容
- 資料3-3 WHO-FICネットワーク東京会議日本側発表者
- 資料3-4 WHO-FICネットワーク会議組織図
- 資料3-5 分類に関するWHOのビジネス・プラン(WHOジュネーブ2005年第1.1版)
- 参考資料1 平成17年人口動態統計の年間推計
- 参考資料2 平成17年国勢調査(要計表による人口)要約

資料 1 - 1

平成18年 月 日

社会保障審議会統計分科会

「生活機能分類」に係る委員会の設置について（案）

1 設置趣旨

「生活機能分類」については、「疾病、傷害及び死因の分類」とともに国際連合の指定する中心分類として、位置づけられているものであり、国際的にも重要度の高い統計分類である。本分類の作成に当たっては、世界保健機関（WHO）が「国際疾病分類」（ICD）と同様に改訂作業を進めている状況に鑑み、我が国としても、その適用について検討する必要があると、統計分科会において、統計の基本事項として審議を行う。

しかしながら、本分類は広範囲に渡る専門的知識を必要とするため、個別具体的な事項については、委員会を設置し、検討を行う必要がある。

2 審議事項

- (1) 「生活機能分類」の普及を目的とする補助分類の作成
- (2) 「生活機能分類」に係る軽微な変更
- (3) その他「生活機能分類」に係る個別専門的事項

3 当面のスケジュール及び構成

検討の必要が生じた場合に統計分科会長の了解を得て、委員会を設置する。委員会に属する者は、各分野の学識経験者から別途任命された専門委員の中から統計分科会長が指名する。また、統計分科会長は、委員及び臨時委員も指名することができる。

委員会の検討結果は統計分科会に報告するものとする。

統計分科会に「生活機能分類」に係る委員会を 設置する必要性について（案）

1 国際分類ファミリーの中心分類としての ICD, ICF

従来、保健医療福祉分野の我が国の統計分類としては、国際疾病分類（ICD）がその中心とされていた。しかし、近年、世界保健機関（WHO）は、この分野の統計情報が国際比較できるように、国際分類ファミリー（FIC）という概念を確立させ、その中心分類としてICDの他に国際生活機能分類（ICF）を位置づけ、平成13年の第54回WHO総会において承認を得ている。

なお、ICDとICFは、国際連合経済社会理事会国連統計委員会における国際統計分類でもある。

2 「生活機能分類」の審議の必要性

「生活機能分類」は、人間の生活機能と障害の分類であり、心身機能・身体構造、活動、参加の三つの次元及び環境因子等の影響を及ぼす因子（例：バリアフリー）で構成され、約1,500項目に分類されている。「生活機能分類」は、障害者や疾病を持つ者の障害や疾病の状況に関する共通認識とその国際比較を可能とするものであり、すでにその理念は介護保険はじめ種々の政策に活用されている。今後は、例えば「中高年者縦断調査」などにみられるような健康、就業状況、社会活動の実態把握や福祉や医療サービスの提供、評価等の実態把握を行う調査への利用と、個別の政策への活用が見込まれる。

本分類は、各国の事情を踏まえたものとすべきとされており、WHOにおいてもICDと同様な改善を行う恒常的な体制を構築しようとしているため、我が国の実情に適したものとなるよう、統計の基本事項として、統計分科会において審議する必要がある。

統計分科会における審議については、ICDと同様に分類が極めて広い分野に渡る専門的知識が不可欠であることから、各分類に関わる幅広い分野の専門家からなる委

員会を設置して、専門的立場から検討を行い、統計分科会はその結果の報告を受け審議する方法が適当と考える。

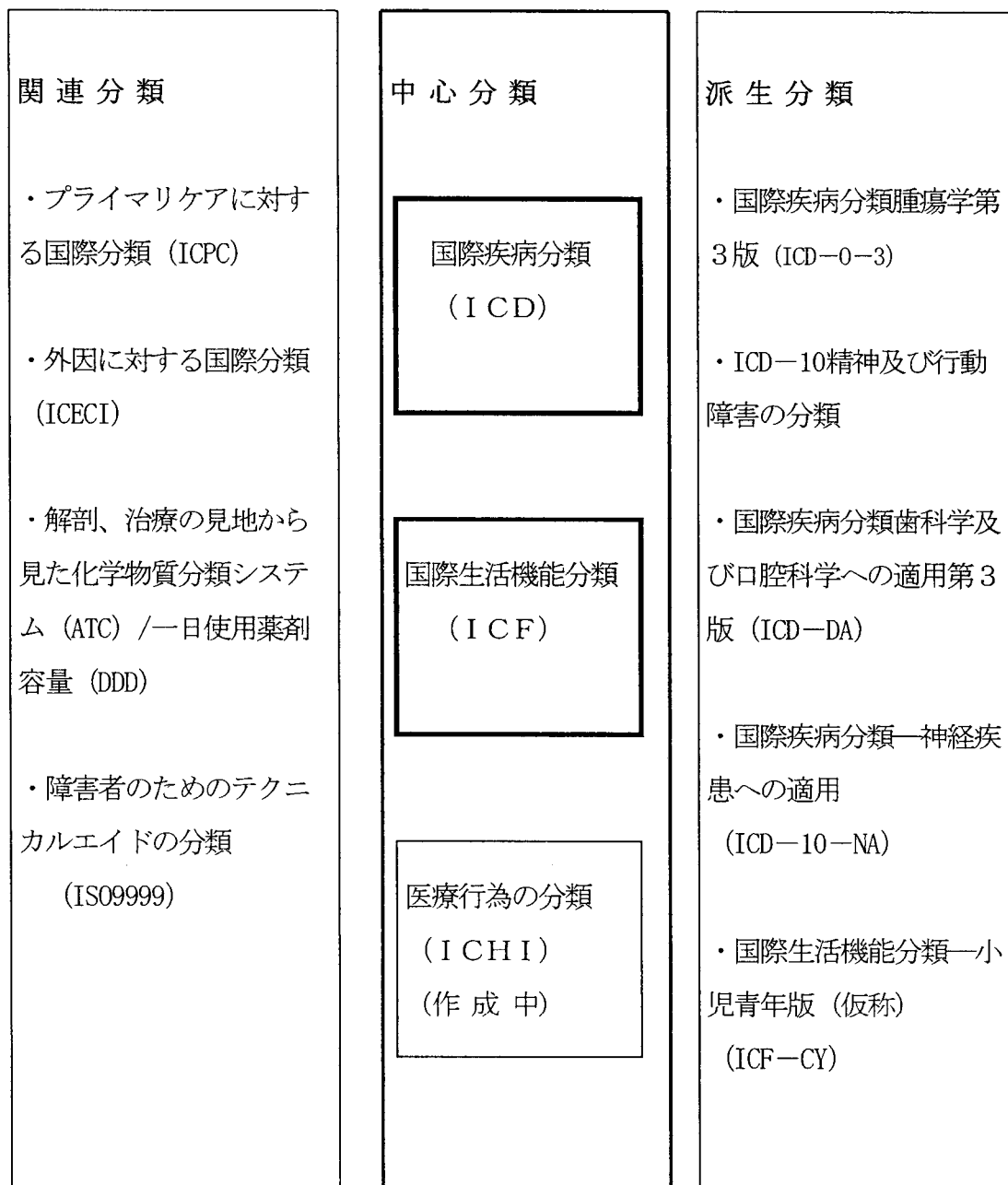
このため、「生活機能分類」に係る委員会の設置について（社会保障審議会統計分科会）を定め、これに基づき委員会を設置するものである。

*用語について

- ・FIC（国際分類ファミリー） = Family of International Classifications
- ・ICD（国際疾病分類） = International Statistical Classification of
Diseases and Related Health Problems
- ・ICF（国際生活機能分類） = International Classification of Functioning,
Disability and Health

世界保健機関国際分類ファミリー概念図

World Health Organization Family of International Classifications (WHO-FIC)



資料 1—4

平成 13 年 7 月 30 日

社会保障審議会統計分科会

「疾病、傷害及び死因分類」に係る委員会の設置について

1 設置趣旨

「疾病、傷害及び死因分類」については、産業分類とともに我が国の統計に使用される分類として重要な位置を占めている。本分類の作成に当たっては、国際的な趨勢に配慮しつつ、最も適する医学用語等を考慮する必要がある、統計分科会において、統計の基本事項として審議を行う。

しかしながら、本分類は、極めて広範囲に渡る検討を要するため、個別具体的な事項については、分野ごとの委員会を設置し検討を行う必要がある。

2 審議事項

- (1) 「疾病、傷害及び死因分類」の普及を目的とする補助分類の作成
- (2) 「疾病、傷害及び死因分類」の軽微な変更
- (3) その他「疾病、傷害及び死因分類」に係る個別専門的事項

3 当面のスケジュール及び構成

検討の必要が生じた場合に統計分科会長の了解を得て、分野ごとの委員会を設置。委員会に属する者は、各分野の学識経験者から別途任命された専門委員の中から統計分科会長が指名する。また、統計分科会長は、委員及び臨時委員も指名することができる。

委員会の検討結果は統計分科会に報告。

「疾病、傷害及び死因分類」の大規模改正の場合は別途検討。

資料 1 - 5

「疾病、傷害及び死因分類」に係る委員会等の設置状況

設置の時期	委員会等の名称	内 容 等
平成14年	疾病、傷害及び死因分類腫瘍学委員会	我が国においてICD-0第3版を適切に使用し広く普及させるために、日本語版の作成に際しその構成と各用語の日本語訳等について検討 (国際疾病分類一腫瘍学第3版日本語版作成)
平成16年	疾病、傷害及び死因分類専門委員会	世界保健機関 (WHO) 国際分類ファミリー (FIC) 協力センター分類改正委員会 (URC) から提案された事項 (14項目) を検討 (検討内容はWHOへ報告)
平成17年	疾病、傷害及び死因分類部会	(1) 世界保健機関が勧告した1990年のICD-10施行以来、現在までに勧告された一部改正部分をわが国に適用するための「疾病、傷害及び死因の統計分類」の改正に関すること。 (2) (1)に掲げる勧告に示された疾病及び死因のコーディングルールや内容例示等の事項のわが国への適用に関すること。 (平成17年10月7日 総務省告示第147号) (疾病、傷害及び死因統計分類提要 (ICD-10(2003年版) 準拠作成)